中小企業者・個人事業主向け 生産性向上のための設備投資を支援します!

市では「生産性向上特別措置法」に基づき「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています。計画 の認定を受けた対象設備を新規取得した場合、固定資産税の特例措置が受けられます。計画の認定を受 けられる要件と、固定資産税の特例を受けられる要件は異なりますので、制度や手続きの詳細を市ホー ムページでご確認の上、ぜひご活用ください。

■問/〇先端設備等導入計画の認定に関して 産業創出推進室 ○認定後の固定資産税の特例適用に関して 資産税課 **☎**525−3730

支援のポイント!

- ★認定を受けた新規取得設備(償却資産)は、最初の3年間 固定資産税がゼロに!
- -部の補助金で優先的取り扱いあり!



先端設備等導入計画の認定を受けられる対象事業者は?

- ・中小企業等経営強化法第2条第1項に規定される中小企業者
- ・製造業、建設業、運輸業、卸売業、小売業、サービス業ほか、全ての業種が対象です。

固定資産税の特例を受けるための要件は?

対象者	資本金額1億円以下の法人、または従業員1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性の向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類 (最低取得価格/販売開始時期)】 ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具および検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物附属設備(60万円以上/14年以内)※償却資産として課税されるものに限る。
その他の要件	・生産、販売活動などの用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと ・2021年3月31日までに取得する償却資産であること

固定資産税の特例を受けるまでの流れ



STEP1 先端設備の導入について、認定経営革新等支援機関にご相談ください。

中小企業庁のホームページで確認できます。

STEP2¦先端設備等導入計画を策定し、認定経営革新等支援機関の事前確認を受 けます。

STEP3¦産業創出推進室に計画認定申請を行います。審査後、結果を通知します。

STEP4:計画の認定後、新規設備取得と生産性向上の取り組みを進めます。

STEP5 ¦資産税課に償却資産申告の際、特例措置適用申請を行います。

|申請に必要な書類:先端設備等導入計画、認定書(写し)、工業会証明書

優先的な取り扱いが受けられる補助金

- ○ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- ○小規模事業者持続化補助金○戦略的基盤技術高度化支援事業
- ○サービス等生産性向上IT導入支援事業





詳しくは 市ホームページをチェック!